第一項第三号	別表第一第一号	行うこと	別表第一第一号及び別表第二第一号	行うこと。ただし、現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと
第一項第六号	一時限		四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）	
第一項第七号	三時限		七時限	
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者		ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）	
	教習にあっては、一時限		教習にあっては四時限	
	一時限に		四時限に	
	減じた時限数）		減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	
第三項	前項		第七項	
	別表第一第二号		別表第一第二号又は別表第二第二号若しくは第三号	
	行うものとする		行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあっては一時限、別表第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあっては三時限（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと	
前項	前項		次項	